

法務省民二第744号

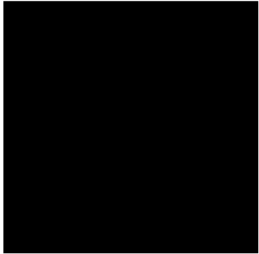
平成22年3月24日

法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

日本年金機構の成立に伴う不動産登記事務の取扱いについて（依命通知）
標記について、日本年金機構理事長から民事局長あて別紙甲号のとおり照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。



年機構発第24号
平成22年3月17日

法務省民事局長 原 優 殿

日本年金機構理事長 紀 陸 孝

日本年金機構の成立に伴う不動産登記事務の取扱いについて（照会）

日本年金機構法（平成19年法律第109号。以下「法」という。）附則第7条及び日本年金機構法の施行期日を定める政令（平成20年政令第387号）の規定に基づき、平成22年1月1日に成立した日本年金機構（以下「機構」という。）は、法附則第12条第1項及び日本年金機構法施行令（平成21年政令第289号。以下「施行令」という。）附則第2条第1号の規定により、社会保険庁の所属に属する土地及び建物のうち厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものに関する権利及び義務を承継することとなりました。

これに伴い、厚生労働省から機構への権利の承継に係る登記（以下「承継登記」という。）の嘱託について、下記のとおり取扱うこととしたいと考えておりますが、登記手続上差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合には、貴管下法務局及び地方法務局の登記官にその旨周知方よろしくお願いします。

記

- 1 施行令第3条第1項第4号の規定により、機構を国の行政機関とみなして、不動産登記法（平成16年法律第123号。）第16条及び第115条から第117条までの規定を準用することとされていることから、機構が単独で承継登記の嘱託をすることができる。
- 2 機構が承継する土地及び建物の所有権の登記名義人が「厚生省」となっている場合であっても、登記名義人の表示の変更の登記をすることなく承継

登記をすることができる。

- 3 厚生労働省から機構への所有権の承継は、法附則第12条第1項、施行令附則第2条第1号及びこれらの規定に基づく厚生労働大臣の指定により、その事実が法律上明らかであるから、承継登記を嘱託する場合に、その嘱託情報とともに提供すべき登記原因証明情報の提供を省略することができる。
- 4 機構の名称は、法第7条の規定により、その使用が制限されており、その名称により機構を特定することができることから、承継登記を嘱託する場合に、その嘱託情報とともに提供すべき機構の住所を証する情報の提供は省略することができる。
- 5 施行令第3条第1項第5号に規定により、機構を国の行政機関とみなして、不動産登記令（平成16年政令第379号）第7条第1項第6号及び第2項の規定を準用することとされていることから、承継登記を嘱託する場合に、その嘱託情報とともに提供すべき機構の代表者の資格を証する情報の提供を省略することができる。
- 6 機構が承継登記を嘱託する場合の嘱託情報は、別添によるものとする。

別添

登記嘱託書

登記の目的 所有権移転

原因 平成22年1月1日 日本年金機構法附則第12条第1項の規定
による承継

権利承継者 (被承継人 厚生労働省)
東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号
日本年金機構

登記識別情報の提供を希望しません。【注1】

平成〇〇年〇〇月〇〇日嘱託 〇〇(地方)法務局 〇〇支局(出張所)

嘱託者 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号
日本年金機構 理事長 紀 陸 孝
連絡先の電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
担当者 〇〇部〇〇グループ 〇〇

登録免許税 登録免許税法第4条第1項別表第2により非課税

不動産の表示

不動産番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 【注2】

所在 〇〇市〇〇町〇丁目

地番 〇番〇

地目 〇〇

地積 〇〇・〇〇平方メートル

【注1】 登記識別情報の通知を希望しない場合には□にチェックする (不動産

登記規則第64条第2項)。

【注2】不動産番号を記載した場合は、所在、地番、地目及び地積の記載を省略することができる(不動産登記令第6条)。

法務省民二第743号

平成22年3月24日

日本年金機構理事長 紀 陸 孝 殿

法務省民事局長 原

優
待
し
て

日本年金機構の成立に伴う不動産登記事務の取扱いについて（回答）
本月17日付け年機構発第24号をもって照会のありました標記の件について
は、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。
なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。